

認定医申請に必要な静脈内鎮静法の経験症例数の変更について

一般社団法人 日本歯科麻酔学会

会員各位

このたび、認定医試験審査委員会および理事会における審議の結果、本学会認定医の申請に必要な静脈内鎮静法の経験症例数を、下記のとおり変更することが承認されましたので、お知らせいたします。

1. 変更内容

認定医制度施行細則第7条第3項に定める経験症例数

【変更前】

日本歯科麻酔学会歯科麻酔専門医、あるいは歯科麻酔指導医の指導による静脈内鎮静法
50 例以上

【変更後】

日本歯科麻酔学会歯科麻酔専門医、あるいは歯科麻酔指導医の指導による静脈内鎮静法
100 例以上

2. 適用時期

令和9年（2027年）8月に実施する第52回認定医試験の申請から適用します。

3. 変更の理由

令和8年度診療報酬改定において、「歯科吸入麻酔又は歯科静脈麻酔（Ⅱ）」の施設基準および算定要件が新たに示されました。

同要件では、歯科麻酔に係る専門的な知識および2年以上の経験を有し、当該療養に習熟した医師または歯科医師の指導の下で、主要な麻酔手技を自ら実施する者として、全身麻酔 200 症例以上ならびに静脈内鎮静法または歯科静脈麻酔 100 症例以上、合計 300 症例以上の経験を有する歯科医師を「歯科麻酔科医」としています。

一方、医科の診療報酬における「吸入麻酔又は静脈麻酔（Ⅱ）」の算定には、麻酔科標榜医に相当する経験が求められており、麻酔科標榜医の基準の一つとして、気管挿管による全身麻酔を 300 症例以上実施した経験が定められています。

歯科治療では気道と術野が近接しており、静脈内鎮静法または歯科静脈麻酔の実施中には、鎮静深度の変化や呼吸抑制、気道閉塞などに迅速かつ適切に対応する能力が求められます。そのため、安全な麻酔管理を行ううえで、鎮静下における十分な気道管理経験を有することが重要です。

これらを踏まえ、本学会では、認定医に求められる臨床経験について、診療報酬上の「歯科麻酔科医」と同等の症例経験基準とすることが適当であると判断し、静脈内鎮静法の経験症例数を 50 例以上から 100 例以上へ変更することといたしました。

第 52 回認定医試験への申請を予定されている会員の皆様におかれましては、本変更の内容および適用時期をご確認のうえ、申請時までには所定の症例数を満たすことができるよう、計画的に必要な臨床経験を積んでくださいますようお願いいたします。

一般社団法人 日本歯科麻酔学会

理事長 松浦 信幸

認定医試験審査委員会

委員長 森本 佳成